

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱

緊急対策本部設置要領

食品安全委員会

食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針(改正案)

厚生労働省

食中毒健康危機管理実施要領

食品安全関係府省
食中毒等緊急時対応実施要綱

基本的事項第4の4の規定に基づく危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、
食品安全関係府省緊急時対応基本要綱に即し、食中毒等による緊急事態等が
発生した場合における国の対処の在り方等について定めたもの

農林水産省

農林水産省食品安全緊急時対応基本指針
製造・加工/流通・販売段階における
食品安全に関する緊急時対応実施指針
農林漁業の生産資材に由来する食品安全
に関する緊急時対応実施指針

環境省

環境省における食品安全に関する
緊急事態発生時の対応について

政府一体となった
緊急時対応体制